

第533回 電力・ガス取引監視等委員会【第1部 公開開催】

議事録

日 時：令和6年9月9日(月) 16:00～16:10

場 所：経済産業省 本館6階東1応接会議室

出席者：横山委員長、武田委員、松村委員、村松委員

○横山委員長 皆さん、お待たせいたしました。ただいまから「第533回電力・ガス取引監視等委員会」を開催いたします。

本日の議題は、「議事次第」にあるとおりでございます。議題に入る前に、議事や資料の取扱いについて、事務局から御説明を、よろしくお願いいたします。

○田上総務課長 本会合は、オンラインでの開催としております。なお、議事の模様は、インターネットで同時中継を行っています。

第2部の議題については、個別の民間企業の情報等を取り扱うことから、議事は非公開とし、議事要旨を後日委員会ホームページに掲載することといたします。

会議資料について、情報公開請求があった場合には、その対応について、改めて御相談をするという扱いにしたいと考えております。

なお、本日、岩船委員は、御欠席の予定でございます。

念のため、御確認いただきたく存じます。

○横山委員長 ただいま御説明がありましたように「議事次第」において「第2部」として記載されている議題につきましては、非公開での開催とさせていただこうと考えておりますが、異存ございませんでしょうか。

(異存：なし)

それでは、ただいまお話のあったとおりにさせていただきます。

それでは、まず議題の1「東京電力パワーグリッドの2023年度廃炉等負担金の確認について」に関しまして、黒田NW事業監視課長から、御説明をよろしくお願いいたします。

○黒田NW事業監視課長 それでは皆様、資料3を御覧いただければと思います。「東京電力パワーグリッドの2023年度廃炉等負担金の確認について」でございます。

(趣旨)でございますけれども、東京電力パワーグリッド(東電PG)の2023年度の廃炉等負担金の確認について、本年9月6日付けで経済産業大臣から、本委員会に意見の求

めがあったところですので、これを受け、東電P Gの2023年度の廃炉等負担金の確認について、料金制度専門会合において実施することについて御審議をいただきたいというものでございます。

「1. 経緯」の9行目以降、今、申し上げたことが書いてあるのですが、16行目以降に、これまでの扱いについて記載をさせていただいております。

2022年度までは、一般送配電事業者10社の収支状況については、法令に基づく事後評価を、毎年度実施しておりまして、廃炉等負担金についても、併せて事後評価を行っていたということでございます。

具体的には、(注)で書いてありますとおり、事後評価の結果、超過利潤累積額管理表によるストック管理及び乖離率計算書によるフロー管理の一定水準を超過した場合で、翌々事業年度の開始日までに値下げ届出がなされない場合は、電事法に基づく託送供給等約款の変更命令が発動されると、こういった確認をしてきたということでございます。

2023年度以降は、レベニューキャップ制度が導入されたことに伴いまして、2023年度以降の一般送配電事業者の収支状況を含む事業計画の進捗状況については、レベニューキャップ制度における期中評価の枠組みで必要な検証を実施することとされておりまして、訓令の改正に基づいて、従来の収支の事後評価に係る規定は、廃炉等負担金の確認の部分を除いて削除されていますけれども、一方で、廃炉等負担金につきましては、「電事法に基づく経産大臣の処分に係る審査基準等」に基づき、引き続き確認を行うこととされているということでございます。

具体的な確認事項につきましては、別添2で、最後につけておりますけれども、東京電力福島第一原子力発電所の廃炉を着実に実施すべく、東京電力グループ全体で総力を挙げて責任を果たしていくことが必要とされていることを踏まえて、2017年10月の制度改正で、送配電事業における合理化分を廃炉に要する資金に充てることができるように、東電P Gが支払う「廃炉等負担金」を「費用」として扱うこととなったが、他方で廃炉費用の捻出のために、託送料金の値下げ機会が不当に損なわれないように、東電P Gに関しては、料金値下げ命令に関する新たな評価基準が設けられているところでございます。

具体的には、下に書いてありますとおり、東京電力グループ他社の資金負担との比較を行うということで、東電P Gが支払う廃炉等負担金の直近3事業年度の平均額は、以下の式により算定した額の3事業年度の平均額を超えていないかどうかということを確認しておりまして、「廃炉等積立金の額」から「東電グループ他社の経常利益の合計値」×(1－

東電P Gの有形固定資産比率)」と比べるということで、東電グループ他社の経常利益の状況や、有形固定資産比率の状況を踏まえて、東電P Gの廃炉等負担金が過大になっていないかどうかを確認することになっているものでございます。

資料は戻りまして、「2. 今後の見通し」、31行目以降でございますけれども、東電P Gの2023年度の廃炉等負担金につきましては、料金制度専門会合において、法令に基づく確認を実施した上で、改めて本委員会に報告をさせていただき、意見をまとめた上で、経済産業大臣に回答することとさせていただきたいと考えてございます。

私の説明は以上になります。

○横山委員長      どうもありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして、御質問、御意見がありましたら、お願いをいたします。

いかがでしょうか。——よろしいでしょうか。

(質問、意見等：なし)

それでは、事務局から御説明がありました対応方針のとおり、委員会として対応したいと考えておりますが、よろしいでしょうか。

(異論：なし)

異論がございませんようですので、事務局案のとおり対応することといたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第1部として予定していた議題は以上でございますが、ほかに何かございますでしょうか。

○田上総務課長      ありがとうございます。

議事録につきましては、案が出来次第お送りいたしますので、御確認のほどをよろしくお願いいたします。

事務局からは、以上です。

○横山委員長      ありがとうございました。

それでは、これにて第1部を終了といたします。

——了——